

職場における積極的な検査等の実施手順【よくあるご質問】

Q1.管理担当者の「研修」はどのようなものですか？

A1.厚生労働省令和4年10月19日掲出の、『職場における検査等の実施手順（第3版）』の別紙3 Q&Aの問3にて以下の通り明記されています。

- ① 「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン」を読んだこと
- ② 「理解度確認テスト」に全問正解したこと

以上2点を適切な方法で確認してください。

上記①のガイドライン及び②のテストは厚生労働省のHPよりダウンロードすることができます。

Q2.何箱から注文できますか？

A2.1箱（10テスト）から受付をしております。

Q3.唾液で検査はできないのですか？

A3.本キットは「鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液」のみとなっております。

Q4.検査キット使用後の廃棄について

A4.使用後の廃棄については、各自治体の規定に従って処理を行ってください。

「日本臨床検査振興協議会」が令和4年(2022年)8月に掲出したリーフレットでは、使用後の検査キットの廃棄について以下のように記述されています。

- 使い終わった綿棒、チューブ、検査キットはゴミ袋に入れて、袋の口をしっかりしばって封をして捨てましょう。
- 終わった後は必ず手洗いをしてください。

Q5.検査キットを自宅で使用することは可能ですか？

A5.厚生労働省による令和4年1月18日掲出のQ&Aにて下記内容が明記されています。

- 抗原検査キットを適切に利用した経験がある、利用方法について指導を受けたことがある（当該事業者によるオンライン含む講習を受けたことがある）従業員は企業が購入しているキットを持ち帰り、自宅等において必要に応じて利用することは差し支えない。
- 検査の実施にあたっては検査管理者に対し検査結果報告、陽性者には受診を確保すること。

Q6.検査キットの管理方法は？

A 6.高温多湿及び直射日光を避け、2～30℃で保存してください。

Q 7. 医療従事者の不在時に抗原定性検査を行う場合、「検査実施後の対応についてガイドラインを参考にしたうえで医療機関と協議し検討する」とあるが、医療機関はどのように選んだらよいでしょうか？

A 7. 「新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行う施設に限る」ということを前提として、「かかりつけ医」「提携産業医」「定期健診でご利用の医療機関」等にご依頼いただくことを推奨致します。